

2025年4月1日

## インターネットによる建築士名簿の閲覧について

### 1. 閲覧概要

これまで建築士名簿の閲覧は往訪閲覧(閲覧所における閲覧)に限定されていたところ、2025年(令和7年)4月1日より、インターネットによる建築士名簿の閲覧が可能となりました。なお、2025年(令和7年)4月1日以降も、閲覧所(建築士会窓口)による名簿閲覧は可能です。

#### 【注意】

建築士名簿は、建築士の住所や連絡先がわかるものではありません。建築士の連絡先などの個人情報や登録情報について、建築士会は一切回答しません。

#### 【建築士免許登録を行った方への注意事項】

インターネットによる名簿閲覧は、建築士名簿へ登録された時点で(免許証明書が交付される前より)可能となります。しかし、一級、二級または木造建築士としての業務は、当該建築士免許証明書が交付されるまでは行うことができませんのでご注意ください。

### 2. 閲覧できる項目

一級・二級・木造建築士について、建築士法施行規則第3条に定められた項目が閲覧いただけます(閲覧項目は閲覧所における閲覧と同じです)。

なお、建築士の「生年月日」「性別」は、2025年(令和7年)4月1日以降、閲覧項目から削除されます。

<令和7年4月1日以降の閲覧できる項目>

- ・登録番号、登録年月日
- ・氏名
- ・二級・木造建築士試験合格年月、合格証書番号
- ・処分履歴
- ・法定講習履歴
- ・構造・設備設計一級建築士証の番号、交付年月日、返納した者にあつては返納年月日

### 3. 閲覧方法

「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」により閲覧することができます。

＊「建築士名簿・建築士事務所登録簿閲覧システム」へは [こちら](#)（外部リンク）

### 4. その他

建築士名簿に記載されているのは、現在建築士の資格を有する方のみです。死亡届・取消申請などがあった場合は、建築士名簿から削除されます。また、建築士法その他の法律に違反したことにより免許取消処分があった場合も、建築士名簿から削除されます。

電話によるお問合せの場合は、氏名と登録番号がわかり資格者を特定した上で、資格の有無（一級・二級・木造建築士かどうか）についてのみの回答にさせていただきます。

二級・木造建築士の窓口での閲覧、資格の有無の回答については、大分県知事登録の場合のみ閲覧可能です。